

議案第13号

世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和4年3月9日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区子どもの人権擁護委員の任期満了に伴い、次期委員を委嘱するため、世田谷区子ども条例第15条の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

1 委嘱対象者

氏名	職歴
つきだ 月田 みづえ [再任]	昭和女子大学 名誉教授 (子ども家庭福祉、社会福祉) 佐伯栄養専門学校 非常勤講師 社会福祉法人 世田谷ボランティア協会常任理事 社会福祉法人 至誠学舎立川評議員 社会福祉法人 共生会 SHOWA 評議員 社会福祉法人 テレビ朝日福祉文化事業団 理事
はんだ かつひさ 半田 勝久 [再任]	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、子ども支援学、情報科学) 公益財団法人 大学基準協会大学評価委員会幹事 社会福祉法人 八千代翼友福祉会評議員 社会福祉法人 わかば会苦情処理第三者委員会委員長 特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所事務局次長

2 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

世田谷区子ども条例（一部抜粋）

第 3 章 子どもの人権擁護

（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置）

第 15 条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、3 人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は 3 年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第 16 条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第 17 条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱（一部抜粋）

（委員の選任）

第4条 附属機関の委員の選任は、原則として次に掲げる基準により行うものとする。

- （1） 委員の人数は、20人以内となるように努める。
- （2） 公正を確保し得る委員構成とし、各年代層からの選任に配慮する。
- （3） 設置の目的に幅広く区民の意見を聴くことが求められている場合は、区民委員の登用は公募で行う。
- （4） 区職員を委員とするときは、法令の定めがある場合を除き必要最小限とする。
- （5） 同一人物の委員の就任は、3機関以内とする。
- （6） 委員の在任期間は、連続して10年を超えないものとする。
- （7） 女性委員の構成比は当面30%以上になるように努める。